随　意　契　約　理　由

令和7年（2025年）　4月1日

|  |  |
| --- | --- |
| 契約担当課名 | 学び育ち支援課 |
| 発注担当課名 | 学び育ち支援課 |
| 契約名称 | 豊中市放課後こどもクラブ休日開設業務  （庄内さくら学園放課後こどもクラブ） |
| 契約内容 | 豊中市放課後こどもクラブ休日開設業務  （庄内さくら学園放課後こどもクラブ） |
| 契約締結日  及び契約期間 | 令和７年４月１日  　令和７年４月１日から令和８年３月３１日 |
| 契約の相手方  （所在地・名称） | 株式会社ポピンズエデュケア  渋谷区広尾五丁目６番６号 |
| 契約金額 | 【放課後児童支援員及び補助員】  基本時間(9:00～17:00)：一人一時間当り2,900円  基本時間以外：一時間当り3,600円  【交通費】一人一日当り800円  【運営諸経費】一月当り30,000円 |
| 随意契約理由 | （地方自治法施行令第167条の2第１項　第2号に該当） |
| 庄内さくら学園放課後こどもクラブの運営業務は株式会社ポピンズエデュケアが受託しています。庄内さくら学園放課後こどもクラブにおいて、日曜日と祝日に休日開設するにあたり、同じ場所で同じ備品を使用することになります。履行中の業務と密接不可分の関係にあたるため、同一事業者以外のものに委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずる恐れがあり、一体的管理の必要性から同じ事業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約を締結するものです。 |